

意見聴取等の状況

- 1 発電事業者への意見聴取等について
- 2 市町村への意見聴取等について
- 3 再生可能エネルギー税制研究会について

1 発電事業者への意見聴取等について

(1) 説明、意見聴取の概要

① FIT認定未稼働等の再エネ事業者に概要説明（10月） 53事業

FIT認定情報上未稼働の事業（100kW以上）及び環境影響評価手続き中の事業者に対し、電話により、基本的な考え方の説明や、着工予定時期や森林開発の有無等の聞き取りを実施。

情報提供を希望された事業者に対し、今後継続的に、メールにより随時情報提供を実施予定。

② 発電事業者への意見聴取等（11月） 35事業ほか

①の結果、着工済み、屋根置きなどが判明した事業等を除いた、新税の対象の可能性がある事業者に対し、電話、対面等により意見聴取等を実施。

再エネ関連の業界団体（3団体）に対しても、対面、Web会議等で意見聴取等を実施。

(2) 主な意見（概要）

① 税の趣旨や目的に関すること

a 地域と共生した事業実施の必要性は十分理解するが、事業者として課税は賛成しがたい。

b 地域の合意は重要であり、地域と共生した再エネを目指すことについては賛同する。

c 適地誘導の効果が得られるのか疑問。適地も少なく、計画中の事業は、今から移動は難しい。

② 課税対象、非課税事項に関すること

- a 一部のみ森林開発を伴う場合などがあり、開発面積に下限を設け、小規模開発は対象外とすべき。
- b 地熱発電や水力発電は誘導先がないのでは。
- c 地域社会に貢献する事業、地域と共生している事業は対象外としてほしい。
- d 促進区域と同様に、農山漁村再エネ法の認定事業も非課税にしてほしい。
- e 着工済みを除くのは必要と思うが、アセス手続き中の事業も除外すべき。

③ 使途に関すること、その他

- a 地域の環境保全、周辺の環境整備のための施策に使用してほしい。
- b 立地地域のメリットがある使い方、地域振興、活性化のための施策に使用してほしい。
- c 事業の収益に影響するため、課税対象や税率などを早めのアナウンスが必要。
- d FIT価格が低下しており、採算性確保が難しくなっている状況を踏まえるべき。今後、コストがかかるような林地開発が伴う事業は減少する。

【事業者意見まとめ】

発電事業者の立場としては、新税導入は賛成しがたいという意見が多いが、現時点では、課税対象や非課税事項、使途など、具体的な内容に関する質問や意見が多い状況である。

なお、地域との共生の重要性については、概ね理解が得られていると考えられる。

特に、業界団体では、地域との共生が再エネ導入の前提条件であるとの認識を確認した。

これらの意見を新税の検討に活かし、議論を進める。

また、随時、事業者に対して情報提供を行い、意見を求めるなどし、丁寧に進めていく。

2 市町村への意見聴取等について

(1) 説明、意見聴取の概要

① 市町村への概要説明（10月）

市町村長に対し、市長会や町村会の会議の場において概要を説明。

② 意見照会及び個別意見聴取（10月中旬から12月上旬）

市町村に対し文書照会を実施。6市町から40件の意見あり。

また、再エネの事業計画が多い主な市町（4市町）に対し、個別に意見聴取を実施。

(2) 主な意見（概要）

① 税の趣旨や目的に関すること

a 国が再エネ導入を推進している中、森林への設置規制は、国の政策に逆行するのではないか。

b 地域住民の生活環境に近い農地や住宅に設置が進んだ場合、近隣でのトラブルの発生が懸念されるのではないか。

c 森林以外に適地があるのか。適地とはどのような地域なのか。

② 課税対象に関すること

- a 森林伐採が必要以上にならないよう配慮した計画であれば課税の対象外としてはどうか。
- b 課税対象について、環境アセス手続中、林地開発許可済みは対象外としてはどうか。
- c ゴルフ場跡地や土取場に設置する場合など、森林開発の定義を示してほしい。

③ 用途に関すること

- a 設置場所となる市町村等に応分の配分、還元ができないか。
- b 新税により参入機会を喪失することになるため、再エネ施設の積極的な適地誘導策を行うべき。
- c 開発による影響が大きい地域の環境保全に活用すべき。

④ その他

- a 一度別目的で林地開発許可を得たうえで開発行為を完了させ、森林区域から外れたのちに新たに再エネ施設を設置するような案件への対応を検討すべき。
- b 地域との共生を進めるため、地域住民への説明の義務化や、積極的な普及啓発をお願いしたい。

【市町村 意見まとめ】

新税の基本的な考え方については、一定の理解が得られているものと思われるが、具体的な内容について、再エネの立地が多い一部の市町から多数意見や質問が寄せられた。一方、そのほかの市町村からの意見は少ない状況である。

これらの意見を新税の検討に活かし、議論を進める。また、随時、情報提供や意見聴取を行い、市町村との調整を図る。

3 再生可能エネルギー税制研究会について

(1) 第1回会議における主な意見（11月22日開催）

① 新税の導入に関すること

- ・法令に基づく許可基準等を満たしている場合において、どのような理由で地域との共生が困難な事業となるのか。
- ・税の経済的な誘導効果に着目するとして、それによって保護したいものを明確化すべき。
- ・誘導的機能に期待することはよいとしても、課税するからには、税の用途という目的と課税の根拠があるのが前提となるので、再エネ施設設置が進む中での財政需要も考えるべき。
- ・新税の性格は、所得、財産、消費、流通のうちいずれに対する課税なのか。担税力をどこに見出すのかという視点を外さずに検討すべき。
- ・開発抑止の目的を強調すると1回限りの課税となりうるが、そこは担税力と課税方法を結び付けて考えるべきではないか。

② 新税の内容に関すること

- ・環境アセス対象外ではあるものの、周辺への影響が大きい群集的な小規模施設もあるが、そのような施設にも対応できるのか。
- ・稼働済み施設への課税の可否は、誘導の余地がないというだけでなく、既得権への配慮という視点も踏まえるべきではないか。

⇒税の観点などからの意見が多数出されており、今後、税制研究会において議論を深めていく。